



様式第4号（第5条関係）

令和6年4月1日

豊明市議会議長 殿

議員名 清水 義昭



豊明市議会政務活動費の交付に関する条例第5条第1項の規定により、下記
のとおり令和5年度政務活動費収支報告書を提出します。

政務活動費収支報告書

1 収 入

政務活動費 137,500 円

2 支 出

2,133 円

(単位：円)

項 目	金 額	備 考
調 査 研 究 費		
研 修 費		
資 料 作 成 費		
資 料 購 入 費		
広 報 ・ 広 聴 費	2,133	広聴会
会 議 費		
要請・陳情等活動費		
そ の 他 の 経 費		
合 計	2,133	

3 残 金

135,367 円

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

<参考>様式第6号

令和5年度 政務活動費による活動報告並びに会計帳簿

議員名 清水 義昭

月	日	活動報告及び摘要	収入	支出	差額	領収 書 番号	調査 研究 費	研修 費	資料 作成 費	資料 購入 費	広 報・ 広報 費	会 議 費	旅 行・ 滞在 等 活 動 費	その 他
R5	6	9 令和5年度交付金	137,500		137,500									
8	20	報告会&広聴会 会場費		1,000	136,500	1					○			
8	20	報告会&広聴会 飲料代		233	136,267	1					○			
8	20	報告会&広聴会 冷暖房代		400	135,867	2					○			
R6	1	24 市民相談 会場費		500	135,367	3					○			
		以下余白												
		合計	137,500	2,133	135,367									

(注) 活動報告及び適用はわかりやすく記入してください。

(注) 本会計帳簿は5年間公開します。

<参考>様式第7号

令和5年度

領収書添付票

議員名 清水 義昭

領収書 番号	1	調査 研究費	研修費	資料 作成費	資料 購入費	広報・ 広聴費	会議費	要請・ 陳情等 活動費	その他
(注) 会計簿の領収書と同じ番号						○			

■按分による計算の場合

按分理由	金額	按分率	金額
		×	=

※図書などを購入した場合は、購入した図書の題名がわかるように表紙等の写しを貼付して下さい。

※内訳等は必要に応じ付記して下さい。

※領収書が2枚以上あるときは重ならないよう注意願います。

※既に公開済みの旅費精算内訳書は「公開済み」と表記して下さい。(旅費精算内訳書への貼付は不要)

※領収書の原本を「領収書添付票」に貼付し、その「領収書添付票」をコピーし議長へ提出する。原本は議員が保管する。

※按分によって割り切れない場合は、切り捨てとする。

※要する紙

当区民会館利用許可書 (兼 領収書)

(複製・転写し可) 5年8月6日

出納簿に記入し、

年次 番号	利用 内容	利用 日	利用 時間	利用 人数	利用 料金
1	1. 当区民会館 2. 当区民会館 3. 当区民会館 4. 当区民会館 5. 当区民会館	5年8月20日	12時	20人	1000円
2	1. 当区民会館 2. 当区民会館 3. 当区民会館 4. 当区民会館 5. 当区民会館	5年8月21日	12時	20人	1000円
3	1. 当区民会館 2. 当区民会館 3. 当区民会館 4. 当区民会館 5. 当区民会館	5年8月22日	12時	20人	1000円
4	1. 当区民会館 2. 当区民会館 3. 当区民会館 4. 当区民会館 5. 当区民会館	5年8月23日	12時	20人	1000円
5	1. 当区民会館 2. 当区民会館 3. 当区民会館 4. 当区民会館 5. 当区民会館	5年8月24日	12時	20人	1000円

当区民会館に記入し、

当区民会館に記入し、

当区民会館に記入し、

当区民会館に記入し、

当区民会館に記入し、

アオキスーパー

当区民会館

(複製・転写可)

当区民会館に記入し、

当区民会館に記入し、

当区民会館に記入し、

当区民会館に記入し、

当区民会館に記入し、

当区民会館に記入し、

当区民会館に記入し、

当区民会館に記入し、

当区民会館に記入し、

当区民会館に記入し、

当区民会館に記入し、

当区民会館に記入し、

当区民会館に記入し、

当区民会館に記入し、

当区民会館に記入し、

当区民会館に記入し、

当区民会館に記入し、

当区民会館に記入し、

当区民会館に記入し、

当区民会館に記入し、

当区民会館に記入し、

当区民会館に記入し、

当区民会館に記入し、

当区民会館に記入し、

当区民会館に記入し、

当区民会館に記入し、

当区民会館に記入し、

当区民会館に記入し、

当区民会館に記入し、

当区民会館に記入し、

当区民会館に記入し、

当区民会館に記入し、

当区民会館に記入し、

当区民会館に記入し、

当区民会館に記入し、

当区民会館に記入し、

当区民会館に記入し、

当区民会館に記入し、

当区民会館に記入し、

当区民会館に記入し、

当区民会館に記入し、

当区民会館に記入し、

当区民会館に記入し、

当区民会館に記入し、

当区民会館に記入し、

当区民会館に記入し、

当区民会館に記入し、

当区民会館に記入し、

当区民会館に記入し、

当区民会館に記入し、

当区民会館に記入し、

当区民会館に記入し、

当区民会館に記入し、

※本会場使用にあたりコインタイマー式冷暖房を使用 (詳細は別紙)

(注) 保存期間5年

<参考>様式第8号

令和5年度政務活動費

領収書を徴し難かった支出の明細書

議員名 清水義昭

領収書番号	日付	金額	摘要	領収書を徴し難かった事情	調査研究費	資料作成費 研修費	資料購入費	広報広聴費 会議費	要請陳情等活動 その他
2	8/20	400	冷暖房代	料金徴収がコインタイマー式で領収書等が発行されないタイプのため				○	

(注) 保存期間5年

<参考>様式第7号

令和5年度

領収書添付票

議員名 清水 義昭

領収書 番号	3	調査 研究費	研修費	資料 作成費	資料 購入費	広報・ 広聴費	会議費	要請・ 陳情等 活動費	その他
(注) 会計簿の領収書と同じ番号						○			

■按分による計算の場合

按分理由	金額	按分率	金額
		×	=

※図書などを購入した場合は、購入した図書の題名がわかるように表紙等の写しを貼付して下さい。

※内訳等は必要に応じ付記して下さい。

※領収書が2枚以上あるときは重ならないよう注意願います。

※既に公開済みの旅費精算内訳書は「公開済み」と表記して下さい。(旅費精算内訳書への貼付は不要)

※領収書の原本を「領収書添付票」に貼付し、その「領収書添付票」をコピーし議長へ提出する。原本は議員が保管する。

※按分によって割り切れない場合は、切り捨てとする。

昭 明 市 民 会 館 利 用 許 可 書 (兼 領 収 書)

(収受・取扱いに注意してください) 平成 年 月 日

領収書添付票: 清水 義昭

利用 番号	利用 期間	利用 場所	利用 時間	利用 料金
1	11月24日	昭明市公民会館	17時00分～17時00分	500円
2	11月25日	昭明市公民会館	17時00分～17時00分	500円
3	11月26日	昭明市公民会館	17時00分～17時00分	500円
4	11月27日	昭明市公民会館	17時00分～17時00分	500円
5	11月28日	昭明市公民会館	17時00分～17時00分	500円
6	11月29日	昭明市公民会館	17時00分～17時00分	500円
7	11月30日	昭明市公民会館	17時00分～17時00分	500円

(収受額正しく記載し、領収書添付票に貼付してください)

昭明市公民会館 昭明市公民会館 昭明市公民会館

昭明市公民会館 昭明市公民会館 昭明市公民会館

昭明市公民会館 昭明市公民会館 昭明市公民会館

◆昭明市公民会館利用料

- 昭明市公民会館利用料は、昭明市公民会館利用料として徴収され、昭明市公民会館利用料として徴収される。
- 昭明市公民会館利用料は、昭明市公民会館利用料として徴収され、昭明市公民会館利用料として徴収される。
- 昭明市公民会館利用料は、昭明市公民会館利用料として徴収され、昭明市公民会館利用料として徴収される。
- 昭明市公民会館利用料は、昭明市公民会館利用料として徴収され、昭明市公民会館利用料として徴収される。
- 昭明市公民会館利用料は、昭明市公民会館利用料として徴収され、昭明市公民会館利用料として徴収される。
- 昭明市公民会館利用料は、昭明市公民会館利用料として徴収され、昭明市公民会館利用料として徴収される。
- 昭明市公民会館利用料は、昭明市公民会館利用料として徴収され、昭明市公民会館利用料として徴収される。
- 昭明市公民会館利用料は、昭明市公民会館利用料として徴収され、昭明市公民会館利用料として徴収される。

(注) 保存期間5年